

令和 7 年 第 3 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和7年第3回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和7年3月13日(水) 午後1時15分

1. 場 所 箕面市立市民会館2階大会議室2

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君
代表教育委員 山 元 行 博 君
教育長職務代理者 高 橋 太 朗 君
委 員 酒 井 康 生 君
委 員 飯 田 ひ と み 君
委 員 荒 木 友 博 君

1. 付議案件説明者

教 育 次 長 久 下 和 宏 君
子ども未来創造局長 藪 本 正 博 君
子ども未来創造局 今 中 美 穂 君
担 当 部 長
子ども未来創造局 浅 井 文 彦 君
担 当 部 長
子ども未来創造局 柴 田 大 君
小中一貫教育推進監兼副部長
子ども未来創造局 高 取 貞 光 君
学 校 教 育 監
子ども未来創造局 山 田 睦 美 君
担 当 副 部 長
子ども未来創造局 村 田 麻 子 君
担 当 副 部 長
子ども未来創造局 遠 近 高 明 君
担 当 副 部 長
教 育 政 策 室 長 渡 邊 弘 君
児 童 生 徒 指 導 室 長 赤 城 龍 一 君
保 育 幼 稚 園 総 務 室 長 長 與 恵 美 君

保育・幼児教育センター長
保育幼稚園利用室長
子どもすこやか室長
文化国際室長

大上和代君
森川祥充君
川口敦子君
小木曾充浩君

1. 出席事務局職員

教育政策室室長補佐
教育政策室

根本祐典君
山田麻衣君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市立児童発達支援センター条例施行規則制定の件
- 日程第 4 箕面市早期療育事業推進会議設置要綱改正の件
- 日程第 5 箕面市支援保育・教育実施要綱改正の件
- 日程第 6 箕面市医療的ケア児等支援連絡会議設置要綱改正の件
- 日程第 7 箕面市教育委員会公印規則改正の件
- 日程第 8 箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則改正の件
- 日程第 9 箕面市妊婦健康診査の実施等に関する要綱改正の件
- 日程第 10 箕面市産婦健康診査の実施等に関する要綱改正の件
- 日程第 11 箕面市新生児聴覚検査の実施等に関する要綱改正の件
- 日程第 12 箕面市乳児一般（一か月児）健康診査の実施等に関する要綱改正の件
- 日程第 13 箕面市立保育所における保育の実施に伴う給食の提供及び給食料の徴収に関する要綱改正の件
- 日程第 14 箕面市立幼保連携型認定こども園の給食費取扱要綱改正の件
- 日程第 15 箕面市立幼保連携型認定こども園条例施行規則改正の件
- 日程第 16 箕面市病児・病後児保育実施要綱改正の件
- 日程第 17 箕面市民間病児保育事業実施要綱改正の件
- 日程第 18 箕面市私立幼稚園補助金交付要綱改正の件
- 日程第 19 箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件
- 日程第 20 箕面市保育士確保対策支援事業学生補助金交付要綱改正の件
- 日程第 21 箕面市保育士確保対策支援事業就職支援補助金交付要綱改正の件
- 日程第 22 箕面市保育士宿舍借上支援事業補助金交付要綱改正の件
- 日程第 23 箕面市生涯学習審議会からの答申の件
- 日程第 24 箕面市生涯学習指針（2025-2028）改訂の件
- 日程第 25 箕面市子ども・子育て会議からの答申の件
- 日程第 26 第五次箕面市子どもプラン策定の件
- 日程第 27 箕面市教育委員会の所管に係る令和 6 年度箕面市一般会計補正予算（第 10 号）の件
- 日程第 28 箕面市いじめ等調整委員会委員解職及び任命の件
- 日程第 29 箕面市保育・幼児教育スーパーバイザー及び保育・幼児教育サポーター任命の件
- 日程第 30 箕面市立児童発達支援センター診療所の診療所嘱託医委嘱の件
- 日程第 31 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 32 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件

日程第33 生徒指導の件

(午後1時15分開会)

- 教育長（藤迫稔君）：ただ今から、令和7年第3回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。
(事務局報告)
- 教育長（藤迫稔君）：ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、飯田委員を指定いたします。
- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第2「教育長報告」を行います。本日は案件が多いため教育長報告は簡略したいと思います。令和7年第1回箕面市議会定例会が開催されました。そのなかで3月5日、6日に市長の施政及び予算編成方針に対する代表質問がありました。多岐にわたってありましたが、今回の代表質問のなかで、将来に向けての方向性が少し変更したり、目標を定めたりと大きなものがありましたので紹介させていただきます。新MOS計画の見直しです。令和9年度から開設される認定こども園の対象について、当時3歳から5歳にしていたのですが、0歳から5歳に変えます。また、幼稚園施設を利用するという計画でしたが、保育所施設を利用します。東部・西部を令和9年度から設置する計画でしたが、一度に設置せず、慎重に、事故のないように進めるということで、まず西部から設置し、その1年後に東部を設置するという計画に変更しました。これによって、当初は0歳から2歳に特化した保育所は民営化、もしくはニーズによって廃止するという計画でしたが、その計画がなくなるという方向性を出しました。また、部活動の移行につきまして、今までモデル事業を2、3年ほどやりましたが、令和9年度に地域クラブへの完全移行を実施することを目標に掲げて、来年度は通年休日の部活動について地域クラブへ移行するというので精力的に取り込んでいく方針を出しました。施政方針から少し外れますが、病院の開院が遅れるということで船場の学校はどうなるのかというご質問に対しましては、今までは令和14年度プラス1年ぐらいで学校が開校できるという方針を打ち出していましたが、この答弁の中では、「令和20年度になります」という方針を明言しております。この3点が未来に向けての方向性として示したものです。3月10日の文教常任委員会では、箕面版のスクールロイヤーの配置、学校給食運営事業、子育て支援レベルアップ新規3事業、文化・芸術のまち箕面推進事業等について質疑をさせていただきました。行事報告ですが、2月15日に令和6年度箕面市青少年健全育成市民大会がありました。ご出務いただきましてありがとうございます。来場者は483人でした。

もみじ顕彰、ささゆり褒賞をさせていただきました。生涯学習部門では、3月2日にみのお八天石蔵ウォークトライアルがあり、小雨模様でしたが、多くのかたが参加して楽しんでいただけたのではないかなと思います。以上、教育長報告とさせていただきます。

○教育長（藤迫稔君）：何かご質問・ご意見ございますか。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程第33、報告第12号「生徒指導の件」は、人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とし、当該案件を審議したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）：異議なしと認めます。皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。

○代表教育委員（山元行博君）：まず、日程第3、議案第13号「箕面市立児童発達支援センター条例施行規則制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子どもすこやか室長に求めます。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長：本件は、箕面市立児童発達支援センター条例(令和5年箕面市条例第37号)の施行に関し必要な事項を定めるため、規則の制定を提案するものです。内容は、条例において規則で定めることになっている使用料等のほか、センター運営上必要な休業日や利用時間などです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）：先ほど議会の説明をさせていただきましたが、このリニューアル工事につきましては、契約変更ということで、先般、議会で決定いただきました。その経過も含めて、4月1日にオープンできるという確認のための説明をお願いいたします。また、このドクターについては当初なかなか見つからず、四苦八苦しましたが、現状としてどのようなかたにやっていただけることになったのか共有しておきたいので説明をお願いいたします。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長：工事については進んでおりまして、4月1日に開始の予定となっております。診療所の管理医師については、いろいろ探していただいた結果、小児科専門医及び小児神経専門医の資格を持っておられ、今は豊中市のクリニックで勤務されているかたに4月1日から勤務いただけることになりました。同じく小児リハビリテーション科を設けますのでそちらには、後ほど議案で出てきますが、嘱託医としてリハビリテーションの整形外科の専門医のかたに来ていただけることとなっております。

- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第13号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第4、議案第14号「箕面市早期療育事業推進会議設置要綱改正の件」、日程第5、議案第15号「箕面市支援保育・教育実施要綱改正の件」及び、日程第6、議案第16号「箕面市医療的ケア児等支援連絡会議設置要綱改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することとしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子どもすこやか室長に求めます。

- 子ども未来創造局子どもすこやか室長：本件は、令和7年4月に子どもすこやか室総合保健福祉センター分室が市役所第二別館へ移転し、箕面市立児童発達支援センターとして開設するにあたり、関係する要綱の改正をご提案するものです。改正する内容は、総合保健福祉センター分室を箕面市立児童発達支援センターに、総合保健福祉センター分室長を児童発達支援センター長に改めるものです。

- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第14号、議案第15号及び議案第16号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第7、議案第17号「箕面市教育委員会公印規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

- 子ども未来創造局教育政策室長：本件は、箕面市教育委員会公印規則で定める公印に、母子保健に関する事務に使用する教育委員会教育長印及び箕面市立児童発達支援センター診療所印を追加するとともに、児童発達支援センター診療所で想定されている運用にあわせ、公印の使用の承認及び押印に関する規程を整備するものです。

- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第 17 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第 8、議案第 18 号「箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条に定める教育委員会から教育長に委任しない事項のうち、同条第 18 号に定める委員等の任免に関する事項について、箕面市立児童発達支援センター診療所の開設に伴い、「早期療育内科医」を廃止し、新たに「診療所嘱託医」を追加するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第 18 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第 9、議案第 19 号「箕面市妊婦健康診査の実施等に関する要綱改正の件」日程第 10、議案第 20 号「箕面市産婦健康診査の実施等に関する要綱改正の件」及び、日程第 11、議案第 21 号「箕面市新生児聴覚検査の実施等に関する要綱改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することとしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子どもすこやか室長に求めます。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長： 本件は、各要綱に規定する助成金の申請を審査した結果、不交付である場合、申請者に不交付であることを文書にて通知するための改正をご提案するものです。不交付となるのは、申請期間の超過や必要な証拠書類がない場合などに限られ、申請案内を行う時点で不交付とならないように申請要件を説明しています。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第 19 号、議案第 20 号及び議案第 21 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第12、議案第22号「箕面市乳児一般(一か月児)健康診査の実施等に関する要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子どもすこやか室長に求めます。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長 : 本件は、国の「母子保健医療対策総合支援事業」の補助単価増額に伴い、大阪府内の指定医療機関等以外で受診した場合の助成金の額を増額するため、要綱の改正をご提案するものです。国費補助単価と同額4千円で規定している市助成額を、国の増額に合わせ6千円に改めるものです。

○代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員(山元行博君) : それでは、議案第22号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第13、議案第23号「箕面市立保育所における保育の実施に伴う給食の提供及び給食料の徴収に関する要綱改正の件」及び、日程第14、議案第24号「箕面市立幼保連携型認定こども園の給食費取扱要綱改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することとしてよろしいか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園総務室長 : 本件は、地方創生臨時交付金の活用により、令和6年度まで4,500円に据え置いていました公立保育所及び認定こども園の副食費を国基準額に改定するとともに、給食を停止した場合等における給食料及び給食費の納付免除に関する規定を追加するため、一部改正をご提案するものです。1人あたりの月額給食費等の副食費を2号認定子どもにおいては4,500円から4,800円に、1号認定子どもにおいては2,600円から2,700円に改定するものです。また、国制度による低所得世帯を対象とした免除に加え、子どもが疾病や食物アレルギー等により1か月以上連続して喫食できない場合も給食費等を免除できるよう規定を追加するものです。

○代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

- 委員（高橋太郎君）：物価が高騰しているということですが、給食の内容については変わらず、量も減らすことなく提供を続けることができているのでしょうか。
- 子ども未来創造局保育幼稚園総務室長：量や内容についても維持できるよう予算として要求しております。
- 委員（高橋太郎君）：副食費のみとのことですが、主食費は金額を上げなくても問題ないのでしょうか。
- 子ども未来創造局保育幼稚園総務室長：今回は主食費はそのままの金額で1,000円です。
- 委員（高橋太郎君）：引き続き、子どもに提供する食事の量が減らないよう気をつけていただきたいと思います。
- 教育長（藤迫稔君）：この案件2つとも、副食費を国基準にするということですが、他市の状況、特に近隣の状況はどのような感じですか。国基準のため当然国基準に合わせているのか、この市は国基準ではなくこのようにしている等、何か共有できますか。
- 子ども未来創造局保育幼稚園総務室長：直近の他市の状況については、確認できておりませんが、大体4,500円前後のところが多かったかと思います。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：民間の場合、箕面市以外の近隣の他市は、基本的には副食費は各園で決めるということになっています。箕面市は4,500円と指定していましたが、来年度からは同じように補助金が出ないということで、民間は来年度から基本4,800円となっています。
- 教育長（藤迫稔君）：結論で言うと、民間はこの副食費の金額はわからないということですか。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：各園で決めることになっているので、具体的にどこが何円かは調べたことがありません。
- 委員（飯田ひとみ君）：アレルギーのかたも免除されると思いますが、箕面市では小中学校は低アレルゲンの給食が対応されていると聞きます。保育園もされていますでしょうか。
- 子ども未来創造局保育幼稚園総務室長：アレルギーの対応につきましては、乳と小麦と卵を除去しております。
- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第23号及び議案第24号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第15、議案第25号「箕面市立幼

保連携型認定こども園条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園総務室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園総務室長： 本件は、給食の副食費の改定に伴い長期休業日における預かり保育の利用料を改定するとともに、保育標準時間認定の2号認定子ども及び3号認定子どもの保育時間を変更するため一部改正を提案するものです。長期休業日における預かり保育料のうち、「午前9時から午後2時」の利用時間においては、910円から920円に、「午前9時から午後5時」の利用時間においては、1,280円から1,290円に変更するものです。保育標準時間認定の2号認定子ども及び3号認定子どもに対する保育時間について「午前7時31分から午後6時30分まで」とされていたところ、「午前7時30分から午後6時30分まで」に変更するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第25号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第16、議案第26号「箕面市病児・病後児保育実施要綱改正の件」及び、日程第17、議案第27号「箕面市民間病児保育事業実施要綱改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することとしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、病児保育及び病後児保育を利用する際の申請書の様式について、記載事項を見直したため、箕面市病児・病後児保育実施要綱及び箕面市民間病児保育事業実施要綱の一部改正をご提案するものです。申請書の記載事項のうち、「電話番号」欄及び「かかりつけ医」欄は運用上不要なため削除し、併せて、民間病児保育室向けの申請書については、病名欄に「RSウイルス感染症」及び「新型コロナウイルス感染症」を追加するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第26号及び議案第27号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案ど

おり可決されました。

- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第18、議案第28号「箕面市私立幼稚園補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：本件は、私立幼稚園における支援教育補助金について、年度途中に加配の必要性が認定された児童に対し、認定前に施設が実施した支援教育にかかる経費を補助の対象とするため、箕面市私立幼稚園補助金交付要綱の改正をご提案するものです。補助基本額の算定方法について、加配が認められた翌月から起算するとしていたところ、支援体制が取られていた月から起算するよう、算定方法を改めるものです。
- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：このケースは多いのでしょうか。それともこれは想定しているけれども、あまりないことでしょうか。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：それほど多くはないと思いますが、ないことはないです。
- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。
- 委員（高橋太郎君）：異議はありませんが、支援教育の体制がとられていることの確認はどのように行うか参考までに教えてください。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：基本、申請に基づいて確認するということにはなろうかと思えます。
- 子ども未来創造局担当副部長：必ず職員体制の名簿をいただいています。勤務状況まで細かくは確認していませんが、この子どもに対する加配職員はこの職員だとわかる書類をいただいているため、それで確認しています。
- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第28号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第19、議案第29号「箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：本件は、補助対象事業の実情に合わせた補助基準額の変更、補助対象の範囲を見直すため、箕面市教育・保育給付施設等運営費補助金交付要綱の改正を提案するものです。先ほどご説明いたしました私立幼稚園補助金と同様、保育園や認定こども園におきましても、支援認定前の加配を新たに補助対象とするほか、保育士等キャリアアップ研修受講

補助金について、研修を実施するために必要な費用の補助について、新たに1人当たり14,000円の上限額を設定するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第29号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第20、議案第30号「箕面市保育士確保対策支援事業学生補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：本件は、学生補助金の交付条件としている5年間引き続き保育所等にて勤務する条件を3年間に緩和し、併せて、公共職業訓練又は求職者支援訓練にて保育士養成課程を履修する者を対象とするため、箕面市保育士確保対策支援事業学生補助金交付要綱の改正をご提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（高橋太郎君）：こちらの期間を5年間から3年間に緩和することで利用されるかたが増えるということだと思いますが、同時に3年間で退職されるかたが増えてしまう懸念はありませんでしょうか。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：まず3年間とした経緯ですが、大阪青山大学と箕面学園福祉保育専門学校にアンケートをとったところ、学生補助金を借りなかった理由として「5年間は長い」という回答がありました。このかたがたに「3年間の場合は借りますか」と重ねて質問したところ、3分の2のかたがたが「3年間であれば借りる」という回答をしたため、3年間にしました。今回、主な目的を離職の防止よりも借りやすさを重点にして3年間にしました。3年間になったらその分辞めやすくなるだろうという考えも確かにあります。しかし、以前、処遇改善の考え方も併せてご説明させていただいたことがありますが、4年目からは処遇改善加算Ⅱという国の制度を活用することもできます。箕面市の場合は毎月2万円の生活支援補助金が3年間あるため、まず生活支援補助金で3年間補助しています。4年目からは処遇改善加算Ⅱを活用することで、キャリアアップ研修を受講して職務分野別リーダーになると月額5,000円が事業所を経由して支給されます。その先の7年目にもキャリアアップ研修を受講して中核リーダー、専門リーダーになると月額4万円が事業所を経由して支給されます。このように制度が順々に用意をされていますので、そのような影響は少ないのかなと思っております。

○教育長（藤迫稔君）：他のところでも同じような制度がありますよね。特別

なことではなく、看護師対策等さまざまな対策でこのスキームはあると思いますが、他のところの情報はわかりますか。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 学生補助金の仕組み自体は他では見たことありません。

○子ども未来創造局担当副部長： 生活支援補助金に近いものは豊中市が始めていたりしますが、学生補助金はありません。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第30号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第21、議案第31号「箕面市保育士確保対策支援事業就職支援補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、保育士として採用されることが内定したあとに、内定先の市内民間保育所等で採用日まで非常勤の保育士として勤務する場合は、過去1年以内に市内民間保育所等に勤務している人は補助対象外となる要件を適用しないこととし、また学生加算の要件について、内定先の法人が運営する別の市内民間保育所等で実習等を行った場合も対象とするため、箕面市保育士確保対策支援事業就職支援補助金交付要綱の改正をご提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第31号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第22、議案第32号「箕面市保育士宿舍借上支援事業補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 本件は、国の補助要綱の改正見込みに伴い、補助の対象期間を補助対象保育士が採用された日から起算して5年以内とする他、一人一回限りの受給とする要件の追加や補助基準額に関する文言の改正を行うため、箕面市保育士宿舍借上支援事業補助金交付要綱の改正をご提案するものです。

- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第 32 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
- （“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第 23、報告第 7 号「箕面市生涯学習審議会からの答申の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局文化国際室長に求めます。
- 子ども未来創造局文化国際室長：本件は、令和 4 年度に策定した箕面市生涯学習指針の改訂について、附属機関である箕面市生涯学習審議会に令和 7 年 2 月 18 日付けで諮問し、同審議会及び社会教育委員会議会で議論が行われ、箕面市生涯学習審議会条例第 2 条の規定に基づき、令和 7 年 3 月 10 日付けで答申がありましたことを報告するものです。
- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第 24、議案第 33 号「箕面市生涯学習指針（2025-2028）改訂の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局文化国際室長に求めます。
- 子ども未来創造局文化国際室長：本件は、本市における「生涯学習・社会教育」を適正に展開するための指針となる「箕面市生涯学習指針（2022-2024）」について、新たな課題等へ対応するため「箕面市生涯学習指針（2025-2028）」への改訂を提案するものです。
- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：確認ですが、答申から本計画に加筆修正はないということですね。
- 子ども未来創造局文化国際室長：はい、そのとおりです。
- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第 33 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
- （“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第 25、報告第 8 号「箕面市子ども・子育て会議からの答申の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長：本件は、子ども・子育て支援法第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画として定める「第五次箕面市子ども

プラン」の策定にあたり、箕面市子ども・子育て会議に諮問していた「市町村子ども・子育て支援事業計画（（仮称）第五次箕面市子どもプラン）」の策定について、令和7年1月28日付けで同会議から、別冊1のとおり答申を受けたことを報告するものです。

- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）： 何かトピックスはありますか。第4次からの変化点についてご説明をお願いします。
- 子ども未来創造局教育政策室長： 第4次箕面市子どもプランは令和2年6月に策定しました。その後、令和5年4月にこども基本法が施行されております。これは子どもや若者が将来にわたって身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目的とするもので、市町村の努力義務として市町村こども計画を定めるよう規定されているため、今回、第5次箕面市子どもプランに新たに盛り込むこととしております。また、こども計画はこども大綱を勘案することになっており、こども大綱は子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱を兼ねることになっております。そのため、第5次プランに市町村子ども・若者計画として、子どもに加えて若者も対象に加えるよう新たに計画を策定しております。主な変更点としては以上でございます。
- 代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第26、議案第34号「第五次箕面市子どもプラン策定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、報告第8号にありました箕面市子ども・子育て会議からの答申を受け、第五次箕面市子どもプランを策定するに当たり提案するものです。本計画の策定にあたっては、箕面市子ども・子育て会議から答申された素案について、パブリックコメントを行い、その結果を踏まえ内容を一部修正したものが別冊2となります。計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間であり、策定後も毎年箕面市子ども・子育て会議において進捗確認を行う予定です。
- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（高橋太郎君）： この内容でおおむねよいと私自身も思っています。しかし、他の会議でも何度かお話していますが、今後、外国籍の子どもが増えていく可能性があるなかで、今回はそのようなことにまだ触れられていないと思います。おそらく、次回何年後かにつくりかえるタイミングでは、そのようなことも頭に入れていただきたいと思います。次回このようなものをつくる際は普段から材料を集めていただけるようにしていただきたいと思います。

す。最近テレビや新聞を見ていると、関西ではあまりないかもしれませんが関東では、外国の子どもと日本の子どもがハレーションを起こすニュースが見受けられます。箕面市がそのようなまちにならないように、次回はプランの段階から入れていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第34号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第27、報告第9号「箕面市教育委員会の所管に係る令和6年度箕面市一般会計補正予算（第10号）の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、令和6年度当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る令和6年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じたため、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告するものです。学校教育につきましては、歳入におきまして、国庫補助金の確定、その他の増減により、8,903万4千円の減額を、歳出におきましては、未来子ども基金積立事業の増額、その他の増減により、21億6,553万円の増額を、それぞれ計上しています。子育て関係につきましては、歳入におきまして、施設型給付費負担金の増額、その他の増減により、5億4,286万9千円の増額を、歳出におきましては、教育・保育等給付事業（扶助費）の増額、その他の増減により、8億2,268万2千円の増額を、それぞれ計上しています。続いて継続費補正として、認定こども園整備事業の補正を、繰越明許費補正として、国庫支出金が措置されたことに伴い、必要経費を翌年度において使用するため、出産・子育て応援事業の補正を、それぞれ計上しております。生涯学習関係につきましては、歳入におきまして、指定管理施設使用料の減額とその他増額により、1,300万1千円の減額を、歳出におきまして、公共施設予約システム管理運営事業において、主に償還金利子及び割引料の減額により、1,656万1千円の減額を計上しています。繰越明許費補正として、事業の完了が翌年度となることに伴い、必要経費を翌年度に使用するため、生涯学習センター管理運営事業（臨時）の補正を、地方債補正として室内温水プール整備事業債の補正をそれぞれ計上しています。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第9号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第28、議案第35号「箕面市いじめ等調整委員会委員解職及び任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局児童生徒指導室長に求めます。

○子ども未来創造局児童生徒指導室長 : 本件は、箕面市いじめ等調整委員会委員から辞職願が提出されたので、これを承認のうえ解職し、その後任として新たな委員を任命する必要があるため、箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例第7条第2項の規定に基づき、任命するため、提案するものです。

○代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員(山元行博君) : それでは、議案第35号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第29、議案第36号「箕面市保育・幼児教育スーパーバイザー及び保育・幼児教育サポーター任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育・幼児教育センター長に求めます。

○子ども未来創造局保育・幼児教育センター長 : 本件は、箕面市における保育・幼児教育の質の向上に係る事業への指導及び助言等を行う「箕面市保育・幼児教育スーパーバイザー」及び人材育成に関する研修箕面市内の保育・幼児教育施設の巡回訪問等を行う「保育・幼児教育サポーター」の任期が令和7年3月31日で満了することに伴い、箕面市保育・幼児教育スーパーバイザー設置要綱第1条第1号の規定に基づき、新たに保育・幼児教育スーパーバイザー及び保育・幼児教育サポーターを任命するため、ご提案するものです。

○代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員(高橋太郎君) : 保育・幼児教育サポーターを設置して数か月経ったと伺っていますが、実際設置されてみていかがでしょうか。簡単に状況のご説明をお願いいたします。

○子ども未来創造局保育・幼児教育センター長 : 令和7年1月から保育・幼児教育サポーターに、公立の保育・幼児教育サポーターとともに巡回訪問を行っていただいております。現在は、月に1回程度出務いただいております。現在の時点では公立幼稚園や公立保育所を巡回いただいている状況です。巡回訪問先では、自園との違いやどのような狙いでやっているのか等、積極的にご質問されています。また、センターに戻られてからの意見交換の際には、「これか

らの幼児教育をどうしていけばよいのか」というような箕面市内の課題等についても触れられており、これから研修等にも積極的に関わってくださるとご意見いただいております。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第 36 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第 30、議案第 37 号「箕面市立児童発達支援センター診療所の診療所嘱託医委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子どもすこやか室長に求めます。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長： 本件は、箕面市立児童発達支援センター診療所の開設に伴い、小児リハビリテーション科に従事する医師を新たに委嘱するため、ご提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第 37 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第 31、報告第 10 号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 1 項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第 2 項の規定によりご報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第 10 号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第 32、報告第 11 号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、

提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長　：　本件は、去る令和7年2月12日に開催されました令和7年第2回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により、提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）　：　それでは、報告第11号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）　：　各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）　：　他に事務局から「その他、教育行政に係る報告等」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

○代表教育委員（山元行博君）　：　次に、日程第33、報告第12号「生徒指導の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に関係する事務局職員以外の事務局職員は、退席してください。

（傍聴者及び当該案件に関係する事務局以外の事務局職員の退席）

（報告第12号に係る審議）

○代表教育委員（山元行博君）　：　以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案25件、報告6件は、全て議了いたしました。

○教育長（藤迫稔君）　：　これをもちまして、令和7年第3回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後2時45分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長　（本人自署）

委員　　（本人自署）